

「文京区景観計画(案)」を作成しました

文京区では、景観法に基づく景観行政団体になることにより、建築物等の形態・意匠・色彩などについて、法に基づく規制等を行うことが可能となることから、これまで以上に区の魅力を生かしたきめ細かな景観づくりを推進するため、平成 23 年度より、景観行政団体移行について検討を進めてきました。この度、平成 25 年 5 月 1 日に景観法に基づく景観行政団体に移行し、「文京区景観計画(案)」及び「文京区景観づくり条例骨子(案)」を作成いたしました。本計画の策定及び条例の制定に向けて、区民の皆様のご意見を募集いたします。

区民説明会を開催します

| 月日 | 時間 | 会場 |
|-----------|-------------|--------------------|
| 5月 9日(木) | 19:00~20:30 | 文京シビックセンター 5階 会議室C |
| 5月 10日(金) | 19:00~20:30 | アカデミー茗台 7階 学習室A |
| 5月 11日(土) | 10:00~11:30 | 文京福祉センター 6階 視聴覚室 |
| | 14:00~15:30 | 不忍通りふれあい館 4階 会議室 |
| 5月 13日(月) | 19:00~20:30 | 駒込地域活動センター 2階 多目的室 |

※どの会場でも内容は同じです。 ※どなたでもご参加いただけます。
※お申し込みは不要です。当日直接会場にお越しください。

お問合せ・ご意見提出先 文京区都市計画部計画調整課
〒112-8555 文京区春日 1-16-21 (文京シビックセンター18階南)
☎ : (5803) 1240 Fax : (5803) 1358
メール : 区ホームページの定型メールフォームからご利用ください。

ご意見をお寄せください

◆募集期間 平成 25 年 5 月 1 日 (水) ~ 5 月 30 日 (木) 必着

◆意見の提出方法

- ・添付の郵便はがきにて郵送
- ・所定の「意見書」にて持参・郵送・FAX・メール (区ホームページから送信可)

※いただいたご意見は、個別の回答は行いませんが、整理した上で、個人情報を除き、区のホームページ等で公開する予定です。

※住所・氏名の記載がない場合、ご意見として受け付けられなくなりますので、ご注意ください。

◆「文京区景観計画(案)」等閲覧場所

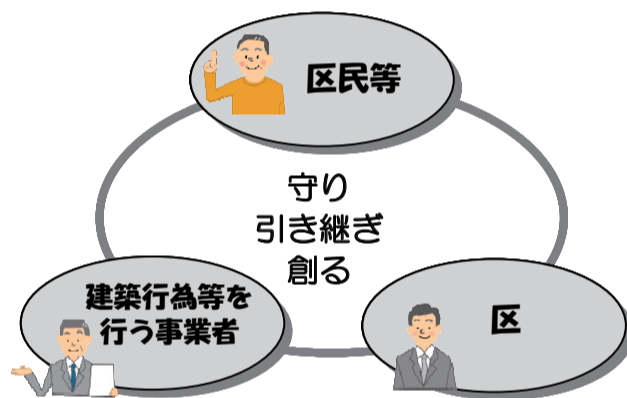
「文京区景観計画(案)」及び「文京区景観づくり条例骨子(案)」の全編は、次の場所で閲覧できます。

- ・計画調整課
- ・行政情報センター (文京シビックセンター2階南)
- ・図書館
- ・地域活動センター
- ・区ホームページ

はじめに

景観とは、建物や看板、木々の緑など、日ごろ私達が目にしているまちの様子や風景だけでなく、歴史や文化、公園で子ども達が楽しく遊ぶ姿など、人々の活動や営みなどの積み重ねによって作り上げられてきたものをいいます。

良好な景観を形成するためには、長い時間をかけ、区民等、建築行為等を行う事業者、区が協働し、それぞれの役割を果たしながら景観づくりに取り組んでいくことが必要です。そこで、「文京区景観計画」を策定し、区の魅力を生かした良好な景観づくりの実現に向け、3者が協働して景観づくりに取り組んでいくものです。



第1章 文京区の景観の特性

「文京区らしい景観」を構成する要素や場所を「景観特性」として、次の7つに整理します。これらの景観特性が相互に結びついて存在することで「文京区らしい景観」が形成されています。



第2章 景観づくりの目標と基本方針

1) 景観づくりの目標

区の景観特性や都市マスタープランに掲げるまちづくりの目標等を踏まえ、景観づくりの目標を以下のように設定します。

～協働で取り組む～

**「坂」と「緑」と「史跡」をつなぎ、
文京区らしい魅力溢れる景観づくり**

- 文京区らしさを守り、引き継ぎ、創る
- だれもが快適に暮らせるまちづくりが良好な景観づくりにつながる
- 区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働により景観づくりを進めていく

2) 景観づくりの基本方針

| 文京区らしい景観 | 景観づくりの基本方針 |
|----------|--------------------------------|
| 地形 | 1 起伏に富んだ地形が誘起する景観の魅力を高める |
| 歴史・文化 | 2 歴史・文化を物語り、まちの記憶を呼び起こす景観を大切にす |
| まちのまとまり | 3 まちのまとまりがつくる景観の個性を尊重する |
| 骨格 | 4 文京区を形づくる骨格の景観の魅力を高める |
| 拠点 | 5 拠点の特性を生かし、賑わいのある景観をつくる |
| 緑 | 6 多様な緑を生かし、潤いのある景観をつくる |
| 活動 | 7 人々の活動や営みの姿が映える景観づくりを進める |
| | 8 地域に愛着や誇りを持てる環境を整える |

第3章 良好な景観づくりのための景観形成基準

建築物の建築等や工作物の建設等及び開発行為に対し、良好な景観を形成するために必要な事項を示した「景観形成基準」を定めます。景観形成基準は、すべての区民等・建築行為等を行う事業者・区が共有し、守っていくものであり、一人ひとりが景観形成の主体として文京区らしい魅力溢れる景観づくりを実現していくためのものとしす。

景観形成基準は、「一般基準」、「景観特性基準」、「地区限定基準」と段階的に設定します。



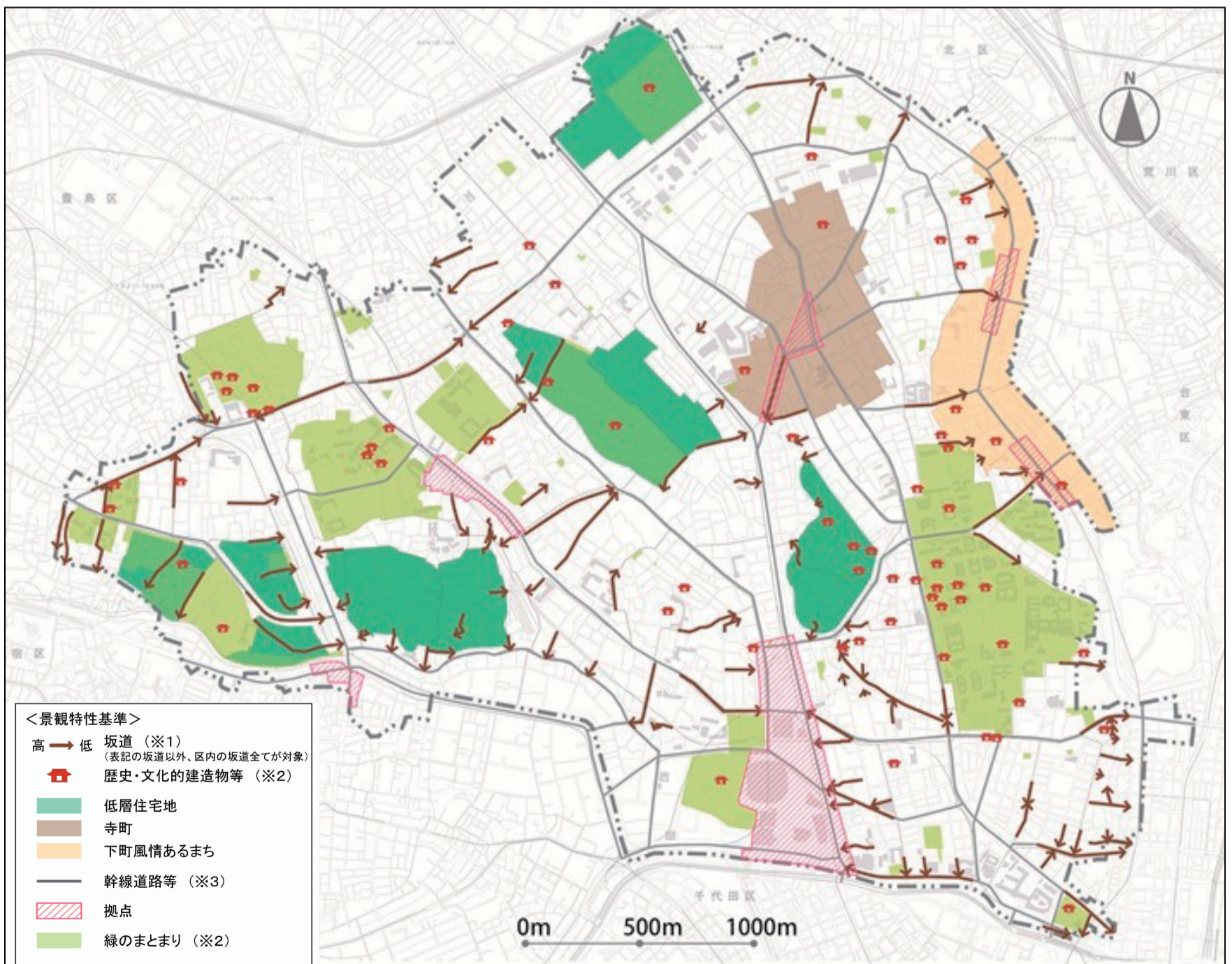
1) 一般基準

区内全域を対象に、区内のどの場所であっても守るべき基本的な基準です。具体的には、以下に掲げる景観を目指すものとします。

地域の個性が感じられる景観 落ち着いたある住宅街や賑わいのある商店街、住工混在地など、地域ごとの個性を尊重した景観をつくります。

調和のとれた景観 建物の意匠、色彩、木々の緑、道路など、景観を構成するものそれぞれが過度に目立つことなく馴染み合う景観をつくります。

歩いていて心地良い景観 樹木や花などの緑や自然の素材を使った門や塀など、人々の目を楽しませ、潤いが感じられる表情豊かな景観をつくります。



■景観特性基準の対象範囲

※1…沿道の敷地及び坂道の突き当りに面する敷地。 ※2…存する敷地の敷地境界線から50mの範囲。 ※3…沿道の敷地。

2) 景観特性基準

景観特性基準は、坂道、文化財、緑のまとまりなどの「景観特性」をより魅力あるものとするために定める基準です。

①坂道基準

石積擁壁、緑、沿道の寺社など魅力ある要素を生かし、地形の豊かさが感じられる心地良い景観をつくります。

対象範囲区内の名のある坂道（113箇所）をはじめ、区内にあるすべての坂道の沿道の敷地及び坂道の突き当りに面する敷地。



②歴史・文化的建造物等基準

歴史・文化的建造物等と周辺が調和し、一体となって歴史や文化を感じさせる景観をつくります。

対象範囲歴史・文化的建造物等（文化財に指定されている建造物等、東京都選定歴史的建造物及び文京花の五大まつり等が開催されている寺社）の存する敷地の敷地境界線から50mの範囲。



③まちのまとまり基準

ア) 低層住宅地基準

緑豊かで歴史・文化に培われた風格ある景観を引き継ぎます。

対象範囲第1種低層住居専用地域に指定された範囲。



イ) 寺町基準

まちのまとまりを特徴付ける寺社とのつながりを大切に、寺社の佇まいを生かした景観をつくります。

対象範囲文京区都市マスタープランの景観形成の方針における寺町界隈の景観形成に位置付けられた範囲（向丘、千駄木、本駒込の一部）。



ウ) 下町風情あるまち基準

江戸時代から継承されてきた町割りを大切にするとともに、路地や格子、木の風合いを残した住宅、軒先の植栽など下町風情を感じさせる景観を引き継ぎます。

対象範囲根津駅周辺地区まちづくり基本計画及び千駄木駅周辺地区まちづくり基本計画が策定されている地区（根津一丁目及び根津二丁目、千駄木二丁目全域及び千駄木三丁目23番～52番）の範囲。



④幹線道路等基準

軸としての景観にふさわしい秩序ある沿道景観をつくります。

対象範囲文京区都市マスタープランに位置付けられた幹線道路（主要幹線道路、生活幹線道路）及び電線類の地中化や歩道の整備など良好な景観整備が行われている千駄木小学校前通り（コミュニティ道路）の沿道の敷地。



⑤拠点基準

それぞれの拠点にふさわしい賑わいのある景観をつくります。

対象範囲文京区都市マスタープランに位置付けられた拠点（地域拠点、生活拠点）の範囲のうち、駅を中心とした一部の範囲。



⑥緑のまとまり基準

緑のまとまりと周辺が調和し、一体となって緑豊かな景観をつくります。

対象範囲大規模な緑のまとまりを有する敷地、区立公園、市民緑地、都立公園、準公園の敷地境界線から50mの範囲。



3) 地区限定基準

特定の地区において、地区固有の資源や特性に応じた良好な景観形成を推進するため、よりきめ細かな基準を定めます。

①神田川景観基本軸基準

- ・水と緑の一体感が連続して感じられる河川景観を形成します。
- ・緑豊かな川沿いの歩行者空間を創出します。
- ・神田川と川沿いの地域が調和した景観を形成します。

対象区域神田川の河川区域及び河川区域の両側からそれぞれ30mの陸上の区域を合わせた部分。ただし、外堀通り沿いの区間（飯田橋交差点から東側の区間）については、神田川の河川区域及び河川区域から60mの陸上の区域。

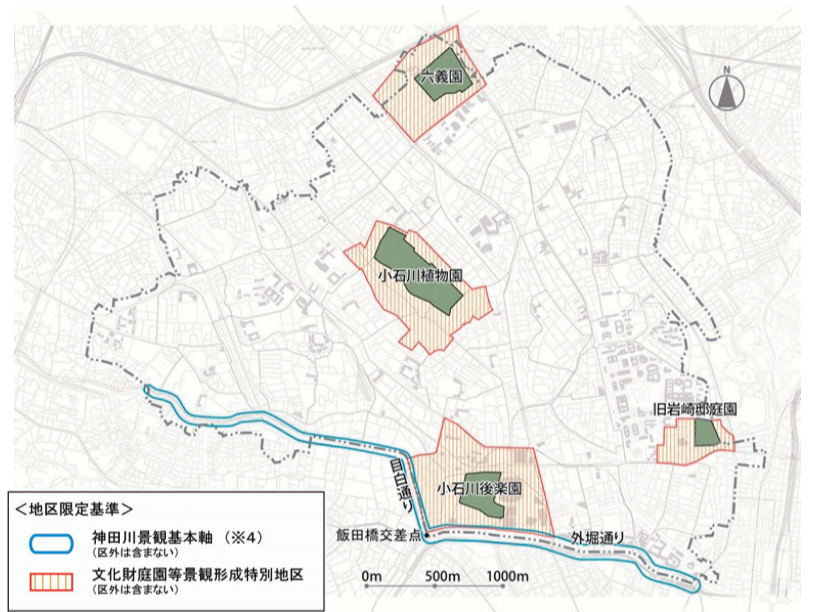
②文化財庭園等景観形成特別地区基準

- ・庭園内からの眺望を阻害しない周辺景観を誘導します。
- ・屋外広告物の規制により景観を保全します。

対象区域各庭園等周辺の状況を踏まえ、庭園等の外周線から概ね100mから300mまでの範囲のうち、道路や敷地などで区切られた範囲。

③景観形成重点地区基準

都市マスタープラン等でまちづくりの重要性が高く位置付けられている地区や景観特性が顕著にみられる地区、地区住民の景観づくりに対する意識・関心が高い地区などのうち、地区固有の資源や特性を生かした特に良好な景観づくりを重点的に推進する地区を「景観形成重点地区」として指定し、地区独自の基準を定め、きめ細かな誘導を図ります。



■地区限定基準の対象範囲
 (③景観形成重点地区に指定された地区は現在ありませんが、根津の一部をモデル地区として位置付け、住民の皆様と一緒に、地区固有の特性を生かした魅力ある景観づくりについて検討しています。)

○色彩基準

建築物及び工作物の外壁・屋根に使用可能な色彩の範囲を定め、周辺の景観と調和する落ち着いた色彩とするよう求めていきます。

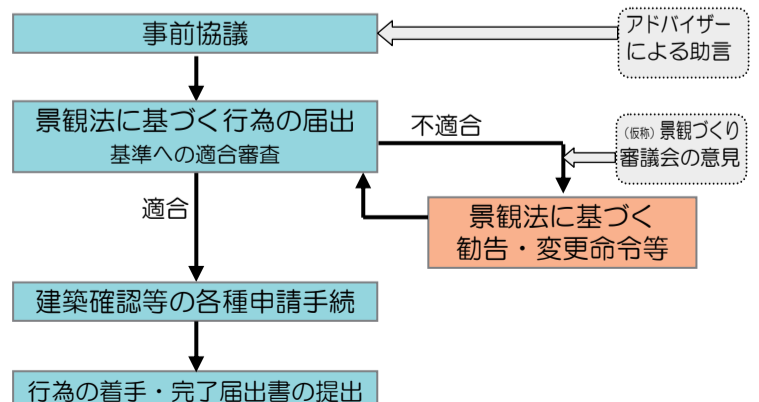
○建築行為等の規制・誘導の仕組み

一定規模以上の建築行為等に対しては、建築確認等の事前に届出を義務付け、景観形成基準への適合を求める協議を行う制度を運用し、規制・誘導を図ります。

■届出対象となる行為・規模（抜粋）

| 対象行為 | 地域 | 届出規模 |
|------------|-------------|--------------------------------|
| 建築物の建築等 | 第一種低層住居専用地域 | 敷地面積 ≥ 200㎡ |
| | その他の地域 | 敷地面積 ≥ 400㎡又は 延床面積 ≥ 1,000㎡ |
| 長期優良住宅の建築等 | 区内全域 | すべて |

■届出制度の流れ（概要）



第4章 公共施設における先導的な景観づくり

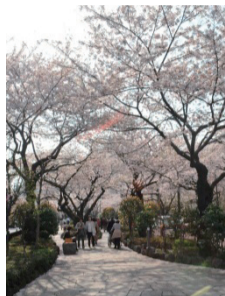
1) 公共施設の整備に関する景観配慮事項

区役所や学校などの公共建築物、公園、道路、河川、橋梁などの公共施設は、区の景観を印象付ける重要な要素となっていることから、公共施設の整備等に際し、施設の配置や意匠、色彩などについて、周辺の景観特性に配慮するとともに、良好な景観形成を推進するための景観配慮事項を定め、積極的な景観整備を行います。

2) 景観重要公共施設の整備に関する事項

地域のランドマークやシンボルとなっているなど、特に良好な景観を形成している公共施設（道路、河川、都市公園）について、景観法に基づく「景観重要公共施設」として指定します。

○景観重要公共施設の候補箇所



播磨坂
(環状3号線)



本郷通り (本郷三丁目交差点～退分交差点)
(国道17号線)



神田川



小石川後樂園



旧岩崎邸庭園



六義園

第5章 景観資源の保全

地域の景観を特徴付けている建造物や樹木の保全を図るために、景観法に基づく「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定方針を定めます。所有者の意向を踏まえた上で指定していくことを検討します。

「(仮称) 文京区景観づくり条例骨子(案)」について

文京区景観計画の策定・実施に合わせて、景観法の規定により景観行政団体が条例で定めることとされている事項など、計画を運用していくために必要な事項等を定めた条例を制定し、景観法に基づく景観づくりを推進していきます。

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 1 目的 | 4 表彰及び支援 |
| 2 景観計画の策定等 | (1) 表彰 |
| (1) 景観計画の策定・変更の 手続 | (2) 支援 |
| (2) 地区の指定 | 5 文京区景観づくり審議会等 |
| (3) 景観ガイドラインの策定 | (1) 審議会の設置 |
| 3 行為の規制等 | (2) 文京区景観アドバイザー |
| (1) 法に基づく行為の届出 | |
| (2) 届出の適用除外 | |
| (3) 特定届出対象行為 | |
| (4) 事前協議 | |
| (5) 勧告、変更命令の手続等 | |

第6章 屋外広告物における景観づくり

1) 屋外広告物の表示等に関する基本方針等

屋外広告物について、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に貢献するような表示・掲出とするなどの基本方針を定めるとともに、文化財庭園等景観形成特別地区（I種）における基準を定めます。

2) ガイドラインを用いた屋外広告物の協議

東京都屋外広告物条例に基づく設置の許可が必要となる屋外広告物について、周辺の景観に対して、より配慮されたものとなるよう、「文京区屋外広告物景観ガイドライン」を用いて協議を行い、良好な景観への配慮を促していきます。

第7章 景観形成の推進

景観は長い時間をかけて形成されるものであるため、区民等・建築行為等を行う事業者・区がそれぞれの役割を果たしながら、できるところから取組を進めることが大切です。そこで、景観形成推進のために必要な事項を定めます。

1) 区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働による景観づくり

区民等・建築行為等を行う事業者・区のそれぞれが景観づくりの主体であることを認識し、役割を果たしながら様々な取組を協働で実践していくことが求められます。

2) 景観づくりの推進体制

文京区景観計画を運用し、景観づくりを推進するための体制を定めています。

- ・(仮称) 文京区景観づくり条例の制定
- ・(仮称) 文京区景観づくり審議会の設置
- ・建築行為等の協議体制
- ・庁内の推進体制
- ・各種行政計画との連携等
- ・東京都及び隣接区との連携

3) 計画の見直し

地域の景観に対する意識の醸成や土地利用状況の推移、社会状況の変化、計画の運用状況等を踏まえ、必要に応じて景観計画の見直しを検討します。

4) 景観づくりの推進体制

区では、これまで「文の京都市景観賞」や「まち並みウォッチング」を実施してきました。今後もこれらの取組を継続的に実施するとともに、次の取組の検討を進め、地域への愛着や誇りを培いながら景観づくりの推進を図ります。

- ・パンフレットやガイドラインの作成等による情報発信
- ・子ども向けの景観教育
- ・シンポジウム等の開催
- ・(仮称) 景観づくり団体の登録制度の創設
- ・景観形成重点地区の指定等

今後のスケジュール

